第２号様式（第４条関係）

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国頭村長　　　　　　　　　　印

　国頭村地域活動支援センター事業実施要綱第４条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　決　定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 居住地 |  | 電話番号 |  |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 決 定 に 係 る児 童　氏 名 |  |
| 続　柄 |  |
| 有 効 期 間 |  | 費用負担 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援の種類・内容 | 種　類 | □ 地域生活支援センターⅠ型 |
| □ 地域生活支援センターⅡ型 |
| □ 地域生活支援センターⅢ型 |
| 内　容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 注意事項 | １　事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。２　記載事項等に変更があったときには、東村長にその旨を届出て下さい。 |

２　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 却下理由 |  |

教示

　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に国頭村長に対し異議申立をすることができます。なお、異議申立をした場合には、国頭村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

　また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　異議申立があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。